

「危機管理マニュアル - For the Safe Market - 」について

東京都中央卸売市場では、危機に際して迅速かつ的確に対応するための行動指針として、「危機管理マニュアル - For the Safe Market - 」を策定しましたのでお知らせします。

<ポイント>

消費者の視点に立って、食品の安全・安心と安定供給の確保を目的とするものです。
卸売市場としては全国で初めての総合的危機管理マニュアルです。

<内容>

1 市場における危機管理対策の意義

市場における食品の安全・安心の確保や安定供給の機能を脅かす事態(危機)を事前に想定し、これらの事態発生未然防止を図るとともに、万一発生した場合にあってはその被害を最小限にとどめるため、組織的に対応する。

2 危機管理の3原則

市場は生鮮食料品を大量に取り扱い、安定的に供給する役割を持っているが、この市場流通の中で事故、事件等が発生した場合には、都民の健康や食生活に直接的に大きな影響を及ぼす。

このため、市場における危機管理は、次の3点を原則とする。

- (1) 人の健康を損なう恐れのある食品は市場に受け入れない、市場から出さない。
- (2) 食品事故の危害の拡大防止のため、危険情報は迅速に公開する。
- (3) 生鮮食料品の安定供給を図るため、市場機能を維持する。

3 危機管理対策の対象と個別の危機管理対策

(1) 危機管理対策の対象

市場における危機管理対策は、食品汚染、BSE、表示義務違反などの食品に関する事故・事件から自然災害等に及ぶあらゆる事態を対象とする。

(2) 個別の危機管理対策

ステップ1 (予防型危機管理対策)

安全・衛生等に係る予防体制の整備への対応

施設管理における各種事態への対応

ステップ2 (リスク回避型危機管理対策)

危険食品等の搬入停止措置等への対応

台風・雪害等あらかじめ想定される自然災害への対応

犯罪の事前予告があった場合への対応

ステップ3 (事態対応型危機管理対策)

火災等の事故への対応

牛海綿状脳症(BSE)への対応

口蹄疫への対応

感染症・食中毒への対応

食品衛生法違反への対応

食品表示違反への対応

4 今後の取組

マニュアルを業者を含む市場関係者全員に周知徹底する。

マニュアルに基づき、実地に即した訓練を実施する。

各種事態に対応した具体的事例に基づき、事後評価を行うなどマニュアルの改善を図る。

<問い合わせ先>

東京都中央卸売市場管理部市場政策課

後藤・古澤

5320-5724

危機管理マニュアル

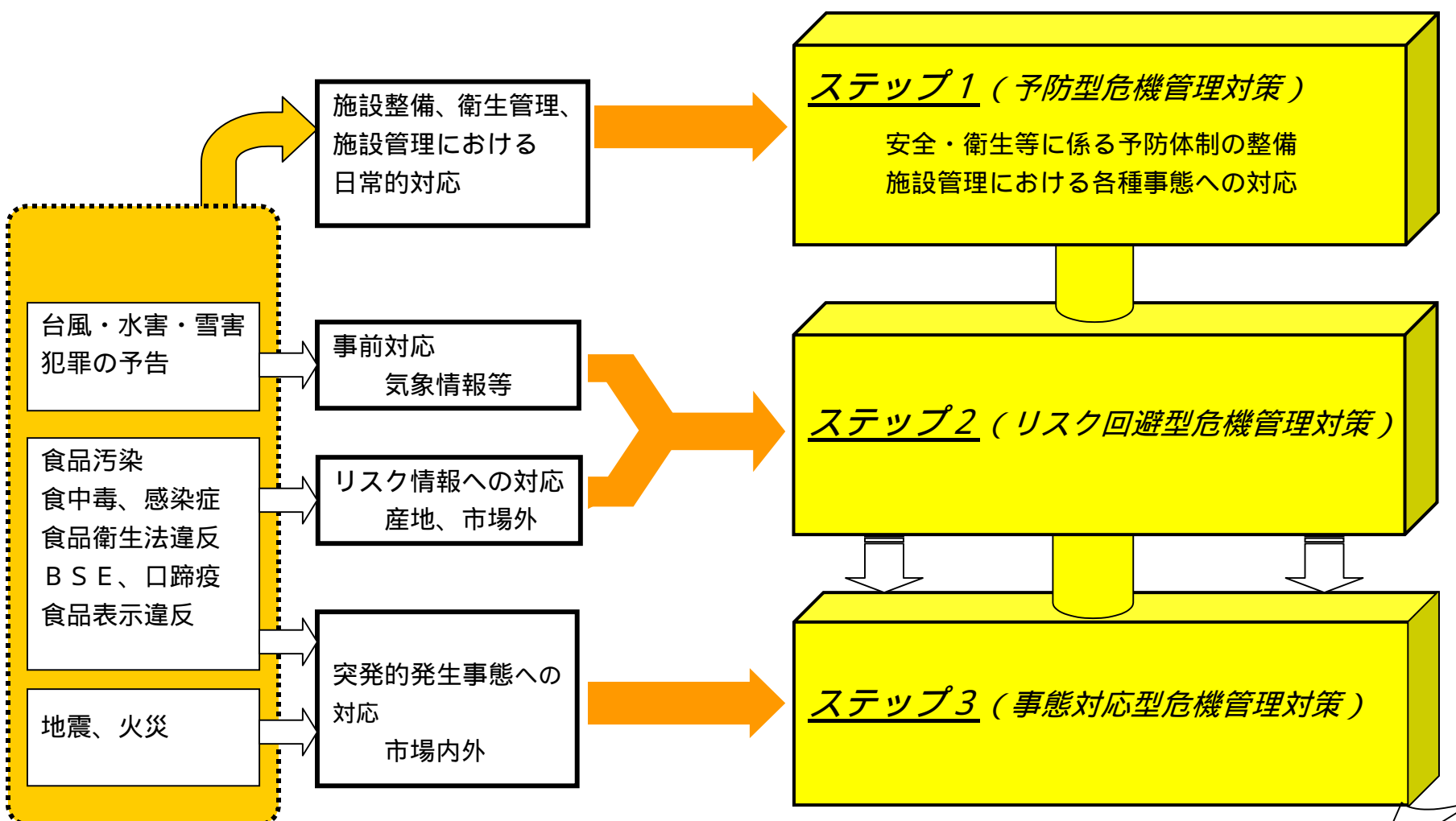
- For the Safe Market -

平成15年4月30日
中央卸売市場

危機管理の基本原則（三原則）

- 1 人の健康を損なう恐れのある食品は市場に受け入れない、市場から出さない。
- 2 食品事故の危害の拡大防止のため、危険情報は迅速に公開する。
- 3 生鮮食料品の安定供給を図るため、市場機能を維持する。

危機管理対策の対象と類型



ステップ1（予防型危機管理対策）

安全・衛生等に係る予防体制の整備
施設管理における各種事態への対応

ステップ2（リスク回避型危機管理対策）

ステップ3（事態対応型危機管理対策）

危機管理対策のマニュアル化

- ・非常時の緊急通報から初動時の手順などのマニュアル化
- ・マニュアルの実用性の向上
周知徹底
訓練の実施
事後評価による
マニュアルの改善

危機管理における広報原則

- ・正確な情報を適時、適切に提供する。
- ・都民の不安を増大させないようにする。